

人間文化研究機構総合地球環境学研究所における研究教育職員の任期の特例に関する規程

〔平成25年3月26日〕  
規程第130号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究教育職員の任期に関する規程（平成19年3月26日規程第118号。以下「任期規程」という。）第5条の2の規定に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所（以下「地球研」という。）において特定の研究プロジェクト又は特定の事業（以下「特定プロジェクト等」という。）の計画を達成するために任期を定めて任用する研究教育職員の任期について必要な事項を定めることを目的とする。

(任期の特例)

第2条 任期規程第4条第1項の規定にかかわらず、地球研において特定プロジェクト等の計画に基づき任期を定めて研究を行う職に任用するときの任期の期間は、地球研の運営会議の議に基づき、当該計画に即して地球研所長が定めるところによる。

- 2 任期規程第4条第2項の規定にかかわらず、地球研において新たに任期を定めて任用する研究教育職員（任用した場合に2以上の期間（機構における有期雇用職員としての契約期間であり、かつ、平成25年4月1日以降に開始される契約期間に限る。）を通算した期間（以下「通算契約期間」という。）が5年を超えると見込まれる者に限る。）については、同研究所の特定プロジェクト等の計画を達成するために機構長が特に必要と認めた場合に限り、地球研の運営会議の議に基づき、任期を定めて任用することができる。

(再任の特例)

第3条 任期規程第5条の規定にかかわらず、地球研において現に任期を定めて任用されている研究教育職員（再任した場合に通算契約期間が5年を超えると見込まれる者に限る。）については、同研究所の新たな特定プロジェクト等の計画を達成するために機構長が特に必要と認めた場合に限り、地球研の運営会議の議に基づき、任期を定めて再任することができる。

- 2 前項の規定により再任した研究教育職員は、以後再任しない。

(その他必要な事項)

第4条 この規程における通算契約期間の取扱いは法令等に定めるところによる。

- 2 第2条第2項及び前条の規定の実施に係る手続等について必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。